

平成 25 年 2 月 27 日

【照会先】

職業安定局

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課 長 山 田 雅 彦

主任障害者雇用専門官 田 窪 丈 明

障害者雇用専門官 鈴 木 良 尚

(代表電話) 03-5253-1111 (内線 5857、5789)

(直通電話) 03-3502-6775

障害者雇用が進んでいない 6 都県の教育委員会に対して 障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国および地方公共団体に、法定雇用率以上の身体障害者または知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

都道府県教育委員会（以下「教育委員会」）のうち 31 都道府県の教育委員会は、平成 23 年 6 月 1 日現在、教育委員会に義務付けられている法定雇用率 2.0%を達成できていなかったため、平成 24 年 1 月に、2 年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、中間時点に当たる平成 24 年 12 月 1 日現在、下記の 6 都県の教育委員会は、いずれもこの採用計画を適正に実施していません。

このため厚生労働省は、これらの教育委員会に対し、障害者雇用促進法第 39 条第 2 項の規定に基づき、採用計画を適正に実施するよう、2 月 27 日付けで厚生労働大臣名による勧告を行いました。

適正実施勧告の対象となる教育委員会（6 教育委員会）

岩手県教育委員会、福島県教育委員会、東京都教育委員会、新潟県教育委員会、滋賀県教育委員会、鳥取県教育委員会

< 勧告実施数推移 >

	平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
件数	37	22	(未実施) ※	18	<u>6</u>

※勧告は、都道府県教育委員会が作成する 3 年間（平成 24 年以降は 2 年間）の採用計画に対し、中間年と計画終期の実施状況を踏まえて行うが、平成 23 年は、中間年、計画終期のいずれにも該当しなかったため、勧告自体を実施していない。

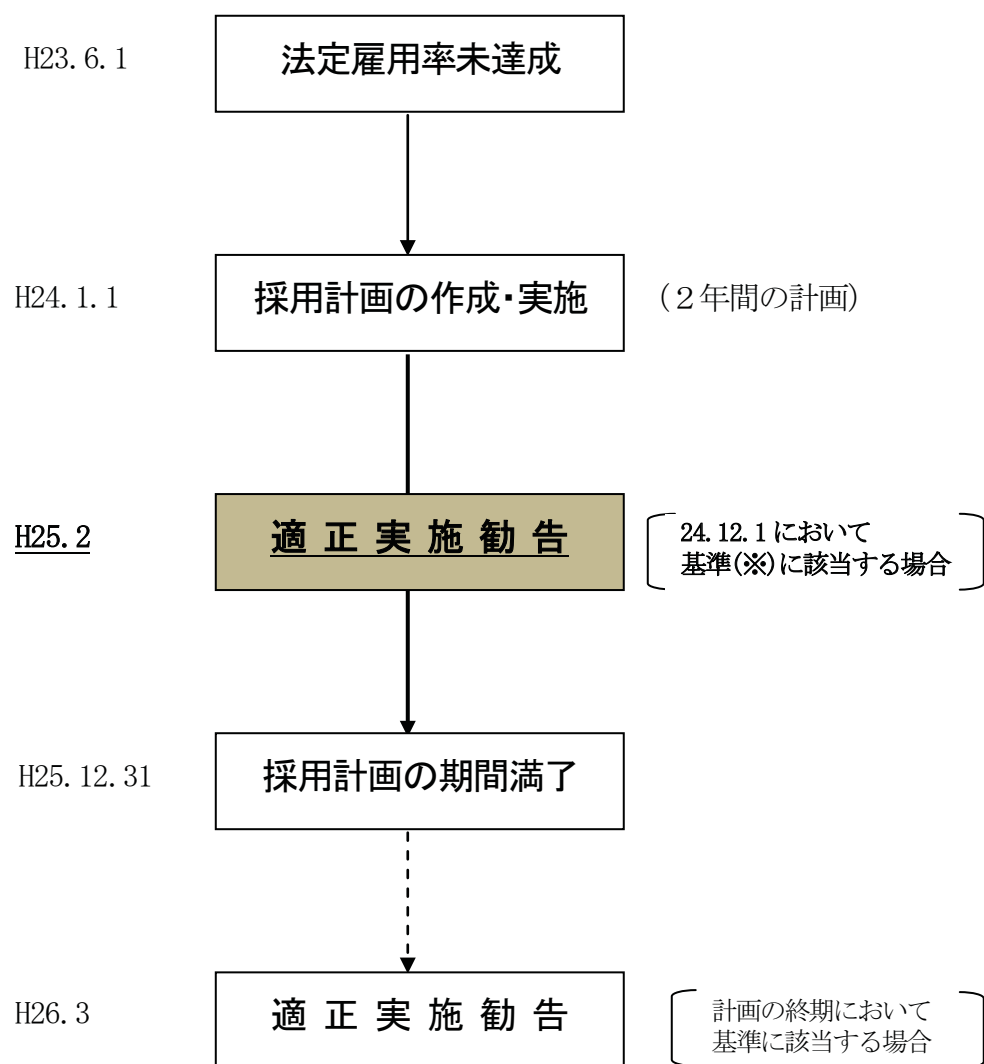
なお、採用計画を作成した 31 都道府県の教育委員会のうち、10 県の教育委員会が平成 24 年 12 月 1 日までに法定雇用率を達成しています。

(平成 24 年 12 月 1 日現在、全国で法定雇用率を達成している教育委員会は 26 府県)

< 法定雇用率達成教育委員会数の推移 >

	平成 21 年	22 年	23 年	24 年
法定雇用率達成数	6	13	14	<u>26</u>

都道府県教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間の始期の年の12月1日の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

勧告対象である都道府県教育委員会の障害者任免状況

	障害者採用計画		平成23年6月1日現在				平成24年12月1日現在						
			在職状況				在職状況				採用計画実施状況		
	① 採用 職員数	② 採用 障害者数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	③ 採用 職員数	④ 採用 障害者数	計画 実施率 (※)
岩手県	431.0	64.5	8,936.5	156.0	1.75	22.0	8,759.0	156.5	1.79	18.5	470.5	12.0	<u>17.0%</u>
福島県	363.0	67.0	12,544.0	186.5	1.49	63.5	12,217.5	231.0	1.89	13.0	87.0	4.5	<u>28.0%</u>
東京都	8,160.0	295.5	43,110.0	682.0	1.58	180.0	42,606.0	719.0	1.69	133.0	3,913.0	17.5	<u>12.3%</u>
新潟県	412.0	59.0	13,278.0	199.0	1.50	66.0	12,966.0	209.0	1.61	50.0	238.0	4.0	<u>11.7%</u>
滋賀県	887.0	22.0	8,110.5	135.0	1.66	27.0	8,116.0	154.0	1.90	8.0	457.0	4.5	<u>39.7%</u>
鳥取県	462.0	34.5	4,742.5	77.5	1.63	16.5	4,373.0	71.0	<u>1.62</u>	16.0	212.0	3.5	<u>22.1%</u>

※ 計画実施率 = $\frac{\text{④} \div \text{③}}{\text{②} \div \text{①}}$

(参考1)

都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

平成24年12月 1 日現在

	計画 (注1)	算定基礎職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
合 計		577,959.5	11,060.5	1.91	627.0	
北海道	○	31,935.5	553.0	1.73	85.0	
青森県	○	8,762.0	161.5	1.84	13.5	
岩手県	◎	8,759.0	156.5	1.79	18.5	5回目の勧告
宮城県	○	10,885.0	191.0	1.75	26.0	
秋田県	○	8,392.0	167.0	1.99	0.0	法定雇用率達成
山形県	○	7,692.0	162.0	2.11	0.0	法定雇用率達成
福島県	◎	12,217.5	231.0	1.89	13.0	5回目の勧告
茨城県	○	16,648.0	337.0	2.02	0.0	法定雇用率達成
栃木県	○	11,992.0	220.5	1.84	18.5	
群馬県(※)		11,712.0	236.0	2.02	0.0	法定雇用率達成
埼玉県	○	25,581.0	430.0	1.68	81.0	
千葉県	○	22,721.5	454.5	2.00	0.0	法定雇用率達成
東京都	◎	42,606.0	719.0	1.69	133.0	5回目の勧告
神奈川県	○	22,278.5	448.0	2.01	0.0	法定雇用率達成
新潟県	◎	12,966.0	209.0	1.61	50.0	3回目の勧告
富山県(※)		6,235.0	125.0	2.00	0.0	法定雇用率達成
石川県(※)		6,481.0	130.0	2.01	0.0	法定雇用率達成
福井県	○	5,731.0	114.5	2.00	0.0	法定雇用率達成
山梨県	○	6,543.0	97.0	1.48	33.0	
長野県	○	12,174.5	243.0	2.00	0.0	法定雇用率達成
岐阜県	○	11,347.0	235.0	2.07	0.0	法定雇用率達成
静岡県	○	14,806.5	288.5	1.95	7.5	
愛知県(※)		29,766.0	619.5	2.08	0.0	法定雇用率達成
三重県	○	11,007.0	214.0	1.94	6.0	
滋賀県	◎	8,116.0	154.0	1.90	8.0	5回目の勧告
京都府(※)		8,868.0	181.5	2.05	0.0	法定雇用率達成
大阪府(※)		26,018.0	529.5	2.04	0.0	法定雇用率達成
兵庫県(※)		22,260.5	446.0	2.00	0.0	法定雇用率達成
奈良県(※)		7,176.0	144.0	2.01	0.0	法定雇用率達成
和歌山県(※)		6,389.5	130.0	2.03	0.0	法定雇用率達成
鳥取県	◎	4,373.0	71.0	1.62	16.0	2回目の勧告
島根県	○	5,898.0	100.0	1.70	17.0	
岡山県	○	10,167.0	206.0	2.03	0.0	法定雇用率達成
広島県(※)		11,163.0	232.0	2.08	0.0	法定雇用率達成
山口県	○	8,428.5	158.0	1.87	10.0	
徳島県	○	5,283.5	107.0	2.03	0.0	法定雇用率達成
香川県(※)		6,669.0	142.0	2.13	0.0	法定雇用率達成
愛媛県(※)		8,899.5	187.0	2.10	0.0	法定雇用率達成
高知県(※)		5,506.0	125.0	2.27	0.0	法定雇用率達成
福岡県	○	14,322.5	260.5	1.82	25.5	
佐賀県(※)		6,510.0	138.0	2.12	0.0	法定雇用率達成
長崎県(※)		8,902.5	180.0	2.02	0.0	法定雇用率達成
熊本県	○	8,092.0	155.5	1.92	5.5	
大分県	○	7,640.0	141.0	1.85	11.0	
宮崎県	○	6,883.0	134.0	1.95	3.0	
鹿児島県	○	11,858.0	191.0	1.61	46.0	
沖縄県(※)		9,297.0	205.0	2.21	0.0	法定雇用率達成

(注1) 「計画」欄には、平成24年1月1日を始期とする計画の作成対象機関について○を記載、
うち、今回勧告対象となった機関について◎を記載。

(注2) 都道府県名に(※)が付いている機関は、平成24年6月1日現在の実績を記載。

(注3) 平成24年6月1日と比べて、新たに茨城県及び長野県の教育委員会が法定雇用率を達成。
(達成機関は24機関から26機関に)

平成23年 6 月 1 日現在の都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	算定基礎職員数	障害者数	実雇用率	不足数
合 計	585,104.0	10,266.5	1.75%	1,510.0
北海道	32,282.0	508.5	1.58%	136.5
青森県	8,906.5	132.0	1.48%	46.0
岩手県	8,936.5	156.0	1.75%	22.0
宮城県	10,804.0	179.0	1.66%	37.0
秋田県	8,527.5	155.0	1.82%	15.0
山形県	7,740.0	137.0	1.77%	17.0
福島県	12,544.0	186.5	1.49%	63.5
茨城県	16,747.0	235.5	1.41%	98.5
栃木県	12,038.0	168.5	1.40%	72.0
群馬県	11,743.0	237.0	2.02%	0.0
埼玉県	25,741.5	431.0	1.67%	83.0
千葉県	22,713.0	402.0	1.77%	52.0
東京都	43,110.0	682.0	1.58%	180.0
神奈川県	22,182.0	365.5	1.65%	77.5
新潟県	13,278.0	199.0	1.50%	66.0
富山県	6,253.5	128.0	2.05%	0.0
石川県	6,439.0	129.0	2.00%	0.0
福井県	5,751.5	95.0	1.65%	20.0
山梨県	6,501.5	95.0	1.46%	35.0
長野県	12,229.0	226.0	1.85%	18.0
岐阜県	11,396.0	219.0	1.92%	8.0
静岡県	14,732.5	230.0	1.56%	64.0
愛知県	29,693.0	542.0	1.83%	51.0
三重県	11,068.0	193.0	1.74%	28.0
滋賀県	8,110.5	135.0	1.66%	27.0
京都府	7,712.5	164.0	2.13%	0.0
大阪府	28,378.0	567.0	2.00%	0.0
兵庫県	22,254.0	456.0	2.05%	0.0
奈良県	7,188.0	146.0	2.03%	0.0
和歌山県	6,469.5	143.0	2.21%	0.0
鳥取県	4,742.5	77.5	1.63%	16.5
島根県	5,919.0	100.0	1.69%	18.0
岡山県	10,008.0	165.0	1.65%	35.0
広島県	11,289.0	209.0	1.85%	16.0
山口県	8,505.5	157.0	1.85%	13.0
徳島県	5,262.0	99.0	1.88%	6.0
香川県	6,699.0	141.0	2.10%	0.0
愛媛県	9,017.5	189.0	2.10%	0.0
高知県	5,575.0	121.0	2.17%	0.0
福岡県	14,406.0	251.0	1.74%	37.0
佐賀県	6,559.0	136.0	2.07%	0.0
長崎県	9,037.0	182.0	2.01%	0.0
熊本県	10,837.5	179.0	1.65%	37.0
大分県	7,681.0	109.5	1.43%	43.5
宮崎県	6,981.5	133.0	1.91%	6.0
鹿児島県	11,930.0	173.0	1.45%	65.0
沖縄県	9,185.0	202.0	2.20%	0.0

都道府県教育委員会に対する適正実施勧告発出状況

実施年月	件数	機関名
平成21年3月	37	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
平成22年10月 (中間年)	22	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、島根県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、鹿児島県
平成24年3月	18	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県(※)、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、島根県、岡山県、熊本県、鹿児島県
平成25年2月 (中間年)	6	岩手県、福島県、東京都、新潟県、滋賀県、鳥取県

※ 適正実施勧告の発出基準が現行の基準になって以降のもののみを記載。

※ 公的機関の採用計画は1年間が基本であるが、都道府県教育委員会については3年間（平成24年以降は2年間）の採用計画を作成し、中間年及び採用計画の終期の実施状況を踏まえ、適正実施勧告を行うこととなっているため、都道府県教育委員会に係る平成19年10月、平成22年10月、平成25年2月の勧告は、採用計画の中間年の実施状況を踏まえ、実施したものである。

※ 福島県教育委員会については、原発事故に伴う生徒の県外流出に伴い、平成24年3月時点で平成25年度以降の職員の採用計画が未定であるとして、平成24年3月の段階で平成24年1月を始期とする採用計画が未提出であったため、平成24年6月に採用計画が提出されたことを受け、勧告を行ったもの。

国、地方公共団体の機関における障害者の在職状況(平成24年6月1日現在)

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	307,130.5 人	7,105.0 人	2.31 %	39 / 39	100.0 %
行政機関	278,927.5 人	6,443.0 人	2.31 %	30 / 30	100.0 %
立法機関	3,543.5 人	78.5 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
司法機関	24,659.5 人	583.5 人	2.37 %	4 / 4	100.0 %

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	323,879.0 人	7,882.0 人	2.43 %	144 / 155	92.9 %
都道府県知事部局	257,128.0 人	6,331.0 人	2.46 %	47 / 47	100.0 %
その他の都道府県機関	66,751.0 人	1,551.0 人	2.32 %	97 / 108	89.8 %

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,052,790.5 人	23,730.5 人	2.25 %	1,998 / 2,312	86.4 %

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	673,631.0 人	12,677.5 人	1.88 %	85 / 121	70.2 %
都道府県教育委員会	578,163.5 人	10,895.5 人	1.88 %	24 / 47	51.1 %
市町村教育委員会	95,467.5 人	1,782.0 人	1.87 %	61 / 74	82.4 %

- 注 1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用にに関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第三十九条 （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項 の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク